

## 兵庫県公立大学法人副学長に関する規程

### (目的)

**第1条** この規程は、兵庫県公立大学法人組織規程(平成25年法人規程第1号)第18条及び第30条の規定に基づき置かれる副学長の任命及び任期等に関し必要な事項を定める。

### (任務)

**第2条** 副学長は、学長を補佐し、大学運營業務を分担執行するほか、命を受けて校務をつかさどる。

### (員数)

**第3条** 副学長は、兵庫県立大学にあつては4名以内、芸術文化観光専門職大学にあつては2名以内とする。

### (任命)

**第3条の2** 理事長は、学長の申出に基づき、副学長を任命する。  
2 前項に規定する副学長の任命は、理事会の議決を経て行う。

### (選考の時期)

**第4条** 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に副学長予定者の選考を行う。  
(1) 副学長の任期が満了するとき(第6条第2項の規定により辞任するときを含む)。  
(2) 副学長の辞任の申出を学長が承諾したとき。  
(3) 副学長が欠員となったとき。

### (選考方法)

**第5条** 副学長予定者の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長が行う。

### (任期)

**第6条** 副学長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、選考する学長の任期の終期を超えることはできない。

- 2 学長が任期の途中で欠けた場合、当該学長に選考された（次条の規定によりあらかじめ選考された場合を含む。）副学長は、所定の任期にかかわらず、次期学長予定者が学長に任命される日の前日をもって辞任するものとする。
- 3 副学長が欠けた場合（前項の規定により辞任した場合を除く。）、後任の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （選考の特例）

**第6条の2** 兵庫県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第10条の2第2項に規定する学長選考会議が次期学長予定者を選考したときは、副学長予定者の選考（第4条第1号に該当する場合に限る。）は、あらかじめ次期学長予定者が行う。この場合において、第3条の2から第5条まで及び第6条第1項中「学長」とあるのは、「次期学長予定者」と読み替えるものとする。

#### （職務分担）

**第7条** 副学長の職務分担については、別に定める。

#### （補則）

**第8条** この規程に定めるもののほか、副学長に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この規程の施行の際、現に副学長の職にある者は、この規程により選考されたものとし、その任期は、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

##### 附 則（平成 27 年 3 月 31 日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

##### 附 則（平成 29 年 3 月 1 日改正）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（令和 3 年 3 月 17 日改正）**

- 1 第 3 条の 2 及び第 6 条の規程は、令和 3 年 4 月 1 日に設置する芸術文化観光専門職大学の副学長の任命及び選考並びに任期について準用する。この場合において、第 3 条の 2 及び第 6 条に規定する学長は、芸術文化観光専門職大学学長予定者と読み替えるものとする。
- 2 この規定は令和 3 年 3 月 17 日から施行する。

**附 則（令和 3 年 3 月 31 日改正）**

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（令和 4 年 11 月 1 日改正）**

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則（令和 5 年 2 月 9 日改正）**

この規程は、令和 5 年 2 月 9 日から施行する。